

事業群評価調書（令和7年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 生活衛生課	渡辺 渡
施策名	2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課(室)		
事業群名	① 食品の高い安全性の確保		令和6年度事業費(千円) ※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額	112,742

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チエンジ&チャレンジ2025 本文)

と畜場において全ての牛や豚などの検査及び衛生的な取扱いに関する指導を行い、安全な食肉の生産を支援するとともに、食品営業施設の衛生管理の確認並びに流通食品の検査等を行い、食中毒発生防止に取り組むことで、生産から販売までの各段階で食品の高い安全性の確保を図ります。

(取組項目)

- i) 食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止
- ii) 流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除
- iii) 食品営業施設、と畜場、食鳥処理場でのHACCPによる衛生管理手法の定着
- iv) 生産者へと畜検査データを還元し、家畜の疾病対策を支援

事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
		目標値①	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件	18,500件 (毎年度)	
		実績値②	18,347件 (R2)	11,203件	10,376件	12,678件	15,266件		
		達成率 ②/①		60%	56%	68%	82%		

2. 令和6年度取組実績（令和7年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事業事業名	事業費（単位:千円）			事業概要			指標（上段：活動指標、下段：成果指標）				令和6年度事業の成果等			
				R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	令和6年度事業内容及び実施状況 (令和7年度新規・補正事業は事業内容)			主な指標	R5目標	R5実績	達成率				
				R6実績							R6目標	R6実績					
				事業実施の根拠法令等							R7目標						
				事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）				事業対象						
取組項目 i ii iii	○	1	県内食品安全性確保事業	24,992	24,992	235,893	<p>●事業内容 製造・加工から販売に至る食品営業施設に対し、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されるよう監視・指導を行い、食中毒の発生を防止するとともに、流通する食品検査により不良食品を排除し、流通食品の安全確保を図る。</p> <p>●実施状況 安全な食品の流通を図るため監視指導計画に基づき以下の内容を実施した。 (1)各県立保健所による食品営業施設の監視・指導 (2)保健所等の県立検査機関や外部検査機関における流通食品の収去検査 (3)検査結果に基づく改善を要する施設への指導と改善確認</p>	【活動指標】 監視指導件数（件）	18,500	12,678	68%	<p>●事業の成果 ・監視指導件数は目標を達成できなかったが、食品等の検査件数及び成分規格適合率についても、目標を達成した。計画に基づく監視指導及びHACCP取組指導による営業者における自主衛生管理の推進の結果、食品の安全性の確保は図られた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・事業群の目標である監視指導件数については、法改正に伴う1件当たりの業務量増加によって目標値を達成することができなかったが、DXによる業務効率化によって監視数を増やし、HACCPに関する詳細な指導を行うことで、食品の安全性確保に寄与した。</p>					
				22,843	22,843	242,827		18,500	15,266	82%							
				24,501	24,501	242,642		18,500									
				食品衛生法第24条				【活動指標】 食品等の検査件数（件）	2,000	1,977	98%						
				S22-					2,000	2,065	103%						
				生活衛生課	○	—	—		2,000								
取組項目 iii iv	○	2	食肉衛生検査所運営事業	52,699	49,582	264,236	<p>●事業内容 食肉や食鳥肉の安全性を確保するとともに、食用として適しているかを確認するため、家畜1頭ごとに畜検査や食鳥検査を実施し、食用に適さない食肉等を確実に排除する。</p> <p>●実施状況 牛馬豚めん山羊のと畜検査については食肉衛生検査所の職員がを行い、また、食鳥肉の検査については県が委任した食鳥肉衛生協会の検査員が、全頭羽検査を行い、必要に応じて精密検査を実施して、食用の可否を判定。食用にできない獣畜の全部廃棄等の行政処分を行った。</p>	【活動指標】 と畜検査頭数（頭）	数値目標なし	493,170	—	<p>●事業の成果 ・検査を実施した牛7,710頭、馬10頭、豚478,129頭、めん山羊52頭のうち、食用不適として全部廃棄された獣畜は、牛61頭、豚381頭であった。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・法に基づくと畜検査により、食用に不適な食肉が流通しないよう確実に排除することで、食肉の安全性を確保することができた。</p>					
				88,308	54,328	271,998			数値目標なし	485,901	—						
				86,023	53,955	271,791			数値目標なし								
				と畜場法第14条				【成果指標】 行政処分頭数（頭）	数値目標なし	387	—						
				S28-					数値目標なし	442	—						
				生活衛生課	○	—	—		数値目標なし								
取組項目 iii iv	○	3	と畜場等処理施設指導監督事業	1,547	1,547	32,934	<p>●事業内容 と畜場や食鳥処理場の定期監視指導や検査、死亡獣畜取扱場、化製場及び準用施設の許認可により施設の衛生管理と適正処理を指導監督する。</p> <p>●実施状況 と畜場、食鳥処理場に外部検証として定期的に監視指導と食肉の試験検査を行い、結果に基づく衛生指導を実施した。また、死亡獣畜取扱場や化製場及び準用施設からの定期報告により、適正な処理の確認を行った。</p>	【活動指標】 立入指導件数（件）	数値目標なし	1,822	—	<p>●事業の成果 ・と畜場法の改正により、外部検証として毎開場日に立入指導を実施し、施設や食肉の衛生的な取扱いに寄与することができた。</p>					
				1,591	1,591	33,901			数値目標なし	1,823	—						
				1,600	1,600	33,875			数値目標なし								
				と畜場法第14条・第17条・化製場法第3条・第6条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥処理に関する法律第3条・第38条				【成果指標】 施設基準適合率（%）	100	100	100%						
				S28-					100	100	100%						
				生活衛生課	○	—	—		100								

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>法改正に伴ってHACCPによる衛生管理が義務化されたことにより、事業者に寄り添った助言や指導、管理状況の確認に時間を要することとなった一方で、営業者自らの自主衛生管理を推進し、食中毒発生件数を2件に抑えることができた。</p> <p>さらなる食中毒発生件数の減少に向け、全国的にも県内でも発生が多く見られるノロウイルス食中毒及び昨年度県内での発生はなかったが、加熱不十分な鶏肉等の喫食が原因となり、全国では依然として発生が多いカンピロバクター食中毒への対策を講じる必要がある。</p>		
ii	流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>保健所等での収去検査の進捗状況の管理をより的確に実施し、昨年度は未達成であった検査件数の目標を達成した。</p> <p>県内で流通販売されている食品の成分規格適合率は98%と良好な結果であり、基準に適合していない食品を発見した際は、製造施設に立ち入り、原因究明と改善指導、その後の検査により改善を確認し、再発防止に努めることができた。</p> <p>HACCPによる衛生管理は、事業者自らが作成した衛生管理計画に基づく確かな作業にかかっているため、実効性を高めることができが安全な食品の提供につながる。</p>		
iii	食品営業施設、と畜場、食鳥処理場でのHACCPによる衛生管理手法の定着	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>と畜場・食鳥処理場に対しては、改正と畜場法など関係法令による処理工程の外部検証を実施することにより、施設におけるHACCPの運用について継続的な指導、助言を行った。また、食品営業施設に対しては、立入指導の機会を通じて、営業者が作成した記録等を点検することでHACCPが運用されていることを確認しているが、制度が始まって間もないことから、引き続き事業者への丁寧な指導が必要となる。</p>		
iv	生産者へと畜検査データを還元し、家畜の疾病対策を支援	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>法律に基づき485,901頭の検査を行った結果、疾病により食用に適さない442頭について全部廃棄の行政処分を行った。また、食用不適の内臓についても一部廃棄処分を行うことで、安全な食肉の流通に寄与した。</p> <p>食肉の安全性確保には、健康な家畜の生産が重要なことから、検査データを生産者へ還元し、疾病予防対策に活用いただいているが、より効果的な提供方法・内容の検討が必要である。</p>		

4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業番号	事業事業名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i ii iii	○	1	県内食品の安全性確保事業	②	本事業は、「食品衛生法」に基づき、食品の製造・調理・加工及び販売の各段階における安全確保を担っており、食品の安全確保のため、食品製造施設、飲食店等の監視・指導並びに流通している食品等の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止するものである。令和8年度からは、食中毒の発生状況や発生リスクを踏まえた、より実効性の高い監視指導計画を策定し、本計画に基づく目標を設定する。	改善
			S22-			
			生活衛生課			

取組項目 iii iv	○ 2	食肉衛生検査所運営事業	—	—	「と畜場法」に基づき県が実施しなければならない事業である。食用に供する獣畜（牛、馬、豚、めん山羊）は一頭ごとに全て県職員である獣医師のと畜検査を行なわなければ食用にできない。本事業は、食肉の安全性を確保するためには必要不可欠であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持
		S28-				
		生活衛生課				
取組項目 iii iv	○ 3	と畜場等処理施設指導監督事業	—	—	食肉及び食鳥肉の検査方法は、「と畜場法施行令」「と畜場法施行規則」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則」に規定されており、これに従い効率的に実施する。 死亡した家畜・家きんが不正食肉として流通することを防止するため、農林部とも連携し、法関連施設（と畜場、食鳥処理場、化製場、死亡獣畜取扱場）に対する指導等を継続する。安全で安心な食肉を提供するため、今後とも必要な事業であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持
		S28-				
		生活衛生課				

注：「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点